

「第2回やまがた米粉パンコンテスト」開催要領

1 目的

米の主産地である本県において、県産米を原料とした米粉の利用拡大に向け、米粉パンの品質及び認知度向上を図るため「やまがた米粉パンコンテスト」を開催し、優れた米粉パンを表彰するとともに、インターネットホームページへの掲載などにより、県内の優れた米粉パンを県内外に広くPRし、消費拡大を促す。

2 主催・後援

主催 山形県米粉利用拡大プロジェクト推進協議会、山形県

後援 山形県牛乳普及協会、おいしい山形推進機構（予定）

3 募集

(1) 応募対象者

県内で米粉パンを製造・販売する事業者、農産加工事業者

※いずれも営業許可を得て製造・販売を行っている方とします。

(2) 応募商品の条件

県産米の米粉を原料とするパン（発酵の過程を経るものに限る。）で、以下の条件を全て満たすものとします。

- ・使用する粉に対する米粉の使用割合が概ね50%を超えるもの
注) 使用する粉とは、米粉、小麦粉、グルテンなどを指します。
- ・既に販売されている商品、または当コンテストの審査日から6カ月以内に発売されることが確定している商品であること。
- ・過去に当コンテスト及びやまがた米粉食品コンクールで入賞していない商品であること。
- ・商品に関しては、品質表示などの関連法令等を順守していること。

(4) 出品数

- ・1者につき1部門2商品までとします。

(5) 募集部門

① 『食事用米粉パン』部門

食パン、コッペパン、フランスパン、丸パンなどの食事用に供されるパンで味が付加されているパン並びにプレーンな味のパンに具材を挟んだもの等を対象。

注1) プレーン味のパンのみは対象外です。

注2) クロワッサン、バターロールは対象になります。

注3) 『デザート用米粉パン』部門に該当する商品以外の商品とします。

② 『デザート用米粉パン』部門

デザートなどの食事以外の用途で作られた米粉パンを対象。

注1) いずれかの部門が2者もしくは4点以内の応募数となった場合は、部門は設けずに審査します。

注2) 応募部門については、主催者にて製造方法、販売状況等の確認を行い、変更をお願いする場合があります。

(6) 募集期間

令和元年8月5日（月）～9月6日（金）

(7) 応募方法

別紙「応募票①及び②」に必要事項を記入の上、下記の申込み先までメールにて提出してください(メールで提出できない場合は、下記までお問い合わせください)。なお、提出された応募票が1次審査及び最終審査会の審査資料となりますので、必ずカラー版で提出してください。

【申込・問合せ先】〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号

やまがた食産業クラスター協議会 蔵増

TEL 023-679-5081

FAX 023-679-5082

e-mail: food2@y-cluster.jp

※応募票様式は、やまがた食産業クラスター協議会またはやまがた米っ粉クラブのHPからダウンロード出来ます。

やまがた食産業クラスター協議会HPアドレス <http://y-cluster.jp/>

やまがた米っ粉クラブHPアドレス <http://yamagata-komeko.jp/>

※「やまがた米っ粉クラブ」で検索ください。

4. 審査方法

(1) 審査員：パン、米粉、加工等の専門家等

(2) 審査基準

次の事項について、審査員が総合的な評価を行う。

- おいしさ : ①食味、食感、香りなどが米粉パンとしての特徴をいかしており、優れているか
②あわせた具材との味のバランスなどを総合して、おいしさが際立っているか
- 商品コンセプト : ターゲットとする消費者層の想定など商品のコンセプトがしっかりと練られているか
- 商品外観 : 見た目が美味しそうか、食べたくなるか
- 普及性 : 消費者が手にとる機会の提供、商品のPRに積極的に取り組んでいるか。ネーミングなどに独自性があるか
- 技術 : 製造技術の高さ、独自性があるか

(3) 1次審査【書類審査】

- ・応募が両部門併せて多数となる場合は、1次審査【書類審査】を行うことがあります。結果等については、9月中旬頃に書面にて御連絡いたします。
- ・選定された商品は、最終審査会に出品するものとします。

(4) 最終審査会【試食審査・総合審査】

- ・審査員による試食審査及び総合審査を行います。
- ・開催日：令和元年10月9日(水)
※日程等詳細については、1次審査結果と合わせて最終審査会出品者へ9月中旬頃に書面にて御連絡いたします。
- ・場所：あこや会館(山形市松波2丁目)
TEL 023-642-1358

(5) 出品商品の一般公開

- ・入賞商品については、後日開催する表彰式会場において、県民の方々へ商品を一般公開し、試食及びPRを行います。

5. 表彰

- (1) 最優秀賞《山形県知事賞》 1点（優秀賞から1点選考）
 - (2) 優秀賞 数点以内（各部門から出展商品数に応じて選考）
 - (3) 優良賞 数点程度（各部門から出展商品数に応じて選考）
 - (4) オール米粉賞 1点（使用する粉に対する米粉の割合が100%となる出展商品の中から選考）
- ※グルテンを使用している場合は対象となりません。
※「該当なし」の場合があります。
※(1)から(3)までとの重複受賞もあり得ます。

・受賞者には表彰式への出席をお願いします。

＜表彰式（予定）＞ ※時間帯については変更される場合があります。

期日・場所：12月7日（土）、山形国際ホテル ※最終審査会と別日、別会場となります
所用時間：13時00分から50分程度（写真撮影の時間を含みます）

6. 入賞特典

表彰状の授与の他、受賞者は下記の特典を受けることができます。

- (1) やまがた米っ粉クラブ及び県ホームページや各種行事等で積極的な商品紹介を実施します。
- (2) 副賞として入賞シール（商品貼付用）を1千枚進呈します。
（必要に応じ入賞シールの意匠データを提供します。）
- (3) 入賞商品を紹介する啓発用リーフレットで商品及び事業所等を紹介します。

7. その他

- (1) 出品料は無料とします。
- (2) 審査会に出品する商品については、試食審査用のサンプル品を御用意していただきます。
- (3) 入賞商品については、後日開催する表彰式での一般試食用のサンプル品を御用意していただきます。なお、材料費として、1万円を支給します。
- (4) 審査会に準備・搬入していただく商品等
 - ① 展示評価用 1個（販売される形態のもの）
 - ② 試食審査用 10個（食べやすい大きさにカットしたもの）※商品一個のサイズが大きいパンは、一口程度にカットした状態で上記の個数とし、会場に搬入ください。
※搬入された応募商品は、審査会終了後に主催者において処分します。返品はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 表彰式・一般試食会に準備・搬入していただく商品等
一般試食用（入賞商品のみ） 150個程度（一口程度の大きさにカットしたもの）
※商品一個のサイズが大きいパンは、一口程度にカットした状態で上記の個数とし、会場に搬入ください。
※搬入された商品は、表彰式終了後に主催者において処分します。返品はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 出品商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載等の権利は、主催者及び応募者が共有することとします。

- (7) 出品商品について、販売促進に向けた取組みに御協力をお願いする場合があります。また、販売促進の支援充実を目的として、販売状況（販売数や販路等）のアンケートをお願いする場合があります。
- (8) 応募にあたってご記入いただいた情報については、ご担当者のお名前や連絡先、写真なども含めて、本コンテストに関する取材、問い合わせなど必要に応じて第三者に提供する場合があります、応募者はこの点につきご同意いただくものとします。
- (9) 応募者は、応募する加工食品が既存の特許権や商標権等の権利を侵害することがないように、事前に特許情報プラットフォームを活用して確認した上で応募願います。
- URL <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>